



広報39号

令和2年12月21日発行

[発行者] 登米市豊里町土地改良区



宮城県登米市豊里町新町3番地10
 TEL 0225(76)2168
 FAX 0225(76)2159
 www.toyoto.sakura.ne.jp

【目次】

- 理事長あいさつ 2ページ
- 総代のご紹介 / 豊里地区環境保全会広域協定ホームページのご紹介 3ページ
- 令和元年度決算など（臨時総代会提出議案（R2.8.1開催）） 4～5ページ
- 令和2年度予算など（通常総代会提出議案（R2.3.19開催）） 6～7ページ
- 改良区からのお知らせ 8ページ



農地耕作条件改善事業
 豊里(8)地区 暗渠排水工事実施状況



ニツ屋地区長寿命化
 パイプライン化工事実施状況



書面議決結果の確認中
 (令和元年度第2回通常総代会)

かいりょうくの基礎数値 (令和2年12月1日現在)

- 受益面積 1,133.3畝
- 組合員 765名



- 総代：36名
- 理事：7名
- 監事：2名
- 職員：9名

(うち嘱託1名, 臨時2名)

理事長あいさつ



理事長 阿部 公

寒冷の候、組合員の皆様方には益々ご健勝にてお過ごしのこととお慶び申し上げます。また、常日頃から本土地改良区の事業推進そして業務・運営に特段のご理解とご協力を頂いておりますことに対し衷心より厚く御礼を申し上げます。

今年の稲作は、例年より梅雨明けが長引き、異例の曇天・長雨そして、日照不足でしたが、出穂期以降天候が回復し作況指数102のやや良、一等米比率も10月10日現在87.76%と聞いており、まずは一安心でございます。しかしながら、長引くコロナ禍の中で米の需要減退により今年ならず来年以降も米余りが心配されるところでございます。

さて、昨年10月に襲来した台風19号による豪雨では、本土地改良区の雨量計設置以来24時間雨量で最高の240mm以上を記録いたしました。これは相当大変な雨量であります。

しかしながら県営農村地域防災減災事業豊里地区により完成した三沼排水機場と十五貫排水機場に加え番江基幹排水機場とともに3機場のフル運転により災害を最小限に抑えることができました。

今年も熊本を中心とした7月豪雨、続いて秋田、山形両県の記録的豪雨で最上川の氾濫が発生するなど全国的に予測不能な大災害が頻繁に起こるようになってきており、今まで以上に気を引き締めて排水対策に万全を期したいと考えております。今後とも、組合員のために工夫し知恵を絞りながら所期の目的達成のため努力して行きたいと思っております。

次に農地耕作条件改善事業豊里地区として県営圃場整備事業施行区域のうち要望のありました圃場の暗渠排水工事や区画拡大工事を行って参りましたが、令和元年度をもちまして予定していた全地域（暗渠排水工事833.2ha、区画拡大工事24.2ha）を完了することができました。

それから、土地改良法の大幅改正が施行されたのに伴い、本土地改良区の定款・諸規程等の改正を逐次行ってきており、現在は会計の方法を単式簿記から複式簿記へ移行すべく準備を進めております。なお、これからの最重要課題は老朽化した土地改良施設（揚水機場等）を適正に管理し長寿命化させることとでございます。そんな中、今回揚水終了後詳細に点検したところ境沢揚水機場ポンプの羽根車の一枚に経年劣化と腐食により穴が開いており、来春の用水に間に合わせるべく急遽理事会を招集し、専決処分にて緊急補修工事の決議を行い実施することになりましたのでご報告申し上げます。

終わりに、新型コロナウイルスの終息が見えない中ではありますが、今後とも以前にも増したご支援ご協力のほどお願い申し上げ、皆様方の益々のご発展とご繁栄、そしてご多幸をご祈念申し上げ挨拶といたします。

～ 総代のご紹介 ～

令和2年7月19日に執行した任期満了に伴う総代選挙により、36名の総代が就任しました。
 今回の総代選挙は、土地改良法の改正によって、選挙管理委員会の管理の下ではなく、土地改良区が管理し、執行する運びとなりました。また、組合員の減少に伴い、総代数が45名から36名となっています。
 どうぞよろしくお願いいたします。

※地区名の後ろ書きは、総代任期数

任期：令和2年8月8日から令和6年8月7日

【第1区】

- ・高橋千壽 (上町)②
- ・渥美弘 (〃)②
- ・渡邊隆 (横町)④
- ・日野耕 (〃)④
- ・佐々木一 (浦軒)③
- ・遠藤俊男 (〃)②
- ・千葉誠 (仲町)④
- ・須藤賢治 (〃)④
- ・佐々木俊廣 (下町)②
- ・伊藤利広 (〃)②
- ・佐々木秀徳 (長根)③
- ・志賀清一 (〃)②
- ・三浦賢也 (加々巻)新
- ・(有)ぐりーんずかみやま (〃)②

【第3区】

- ・伊藤淳 (山根)②
- ・今野明美智 (白鳥)②
- ・太田一郎 (〃)新
- ・小出隆則 (鵜波)新

【第2区】

- ・佐藤孝明 (十五貫)⑥
- ・千葉武 (〃)②
- ・及川勝 (大曲)新
- ・佐々木進 (〃)②
- ・佐藤徳一郎 (〃)②
- ・佐々木浩文 (上竹花)新
- ・只野和弘 (下竹花)新
- ・菅原和彦 (〃)新
- ・佐藤義信 (保手)新
- ・加藤博久 (〃)③
- ・後藤清亮 (〃)新
- ・須藤義雄 (庚申)新

【第4区】

- ・武山勝博 (東二ツ屋)②
- ・小野山輝雄 (〃)⑧
- ・秋山広勝 (〃)⑤
- ・村田正彦 (西二ツ屋)⑥
- ・野村久吉 (〃)⑤
- ・須藤徳衛 (〃)⑥

※敬称略

【退任された総代】

- | | |
|-----------------|------------------|
| ・今野儀孝 (下町) 4年 | ・齋藤利美 (保手) 12年 |
| ・佐藤清一 (大曲) 12年 | ・服部芳勝 (庚申) 4年 |
| ・佐藤博昭 (〃) 4年 | ・佐々木喜代志 (長根) 20年 |
| ・久須田秀一 (上竹花) 4年 | ・千葉繁広 (加々巻) 8年 |
| ・佐藤定秋 (〃) 8年 | ・酒井恒一 (山根) 8年 |
| ・伊藤二三二 (下竹花) 4年 | ・武山徳壽 (白鳥) 20年 |
| ・武山秀一 (〃) 8年 | ・佐々木繁己 (鵜波) 12年 |
| ・佐藤八郎 (保手) 16年 | ・佐藤猛男 (〃) 8年 |
| ・高橋良悦 (〃) 8年 | |

※年は総代在任年数

※敬称略

長い間ありがとうございました！

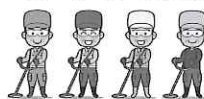
在任中は、組合員と当土地改良区のパイプ役としてご尽力いただき、感謝申し上げます。なお、規程に基づき、総代を12年以上務められた方々を対象に令和3年1月に表彰させていただく予定です。



当土地改良区が事務局を担当している「豊里地区環境保全会」のホームページを公開しました！

「豊里地区環境保全会」

H29年度から17組織が広域協定として活動している多面的機能活動組織です。



<https://tamenteki.wixsite.com/toyosatohozenkai>

令和2年度 第1回臨時総代会提出議案

と き 令和2年8月1日（土）午前9時30分
 ところ 多目的研修センター

全提出議案可決承認

- 第1号議案 令和元年度事業報告並びに財産目録承認について
- 第2号議案 令和元年度一般会計収入支出決算の承認について
- 第3号議案 令和元年度特別会計【(1)職員退職死亡給与積立金、(2)財政調整積立金、(3)地区除外決済金、(4)県営鴛波地区ほ場整備事業、(5)県営豊里地区ほ場整備事業】収入支出決算の承認について
- 報告第1号 監査報告
- 第4号議案 令和2年度一般会計収入支出補正予算議決について
- 第5号議案 令和2年度特別会計【(1)職員退職死亡給与積立金、(2)財政調整積立金、(3)地区除外決済金、(5)県営豊里地区ほ場整備事業】収入支出補正予算議決について



令和元年度決算および財務の状況（453,068,819円の使い道）

一般会計決算

【繰越金 26,012,861円】

収入 453,068,819円

支出 427,055,958円

科 目	収入決算額	比 率
1 款 組合費	125,830,028円	27.77%
2 款 基本財産収入	3,331円	0.00%
3 款 使用料	2,083,568円	0.46%
4 款 補助金・5 款 受託料・6 款 交付金	283,081,506円	62.48%
7 款 雑収入	1,454,130円	0.32%
8 款 前年度繰越金	25,327,604円	5.59%
9 款 特別会計繰入金	9,282,152円	2.05%
10 款 借入金	6,006,500円	1.33%

科 目	支出決算額	比 率
1 款 事務費・2 款 選挙費	32,309,507円	7.57%
3 款 事務所費	1,626,775円	0.38%
4 款 維持管理費	54,004,851円	12.65%
5 款 事業費	285,587,100円	66.87%
6 款 事業分担金・8 款 負担金	4,240,867円	0.99%
7 款 借入償還金	1,604,666円	0.38%
9 款 諸費	9,258,192円	2.17%
10 款 特別会計繰出金	38,424,000円	9.00%

特別会計決算

単位：千円

会 計 名		職員退職死亡 給与積立金	財 政 調 整 積 立 金	地 区 除 外 決 済 金	県営鴛波地区 ほ場整備事業	県営豊里地区 ほ場整備事業
収 入	組 合 費	-	-	-	39	11,029
	繰 入 積 立 金	5,500	6,000	-	-	-
	繰 入 金	-	-	-	219	14,089
	助 成 金	-	-	-	0	-
	雑 収 入	7	12	23	0	46
	繰 越 金	72,338	136,135	2,040	108	2,806
	地 区 除 外 決 済 金	-	-	619	-	-
	抛 出 金	-	-	-	-	-
	受 入 金	0	12,795	-	-	-
合 計		77,845	154,942	2,682	366	27,969
支 出	分 担 金	-	-	-	-	0
	職員退職死亡給与金	983	-	-	-	-
	農林漁業資金償還金	-	-	0	364	25,158
	一般会計繰出金	-	9,123	159	-	-
	特別会計繰出金	-	0	179	-	-
	管理費 予備費	- 0	- 0	- 0	0 0	0 0
合 計		983	9,123	339	364	25,158
次 年 度 繰 越 金		76,862	145,819	2,344	2	2,811

財産目録

■ 資産合計 294,464千円	
○ 流動資産	29,510
預金（普通預金4口）	28,826
短期未収入金（未収賦課金等）	685
前払金（工事用資材）	0
○ 固定資産	264,954
土地（事務所敷地513.26+70.73=583.99㎡）	5,791
建物設備（鉄骨造二階建（事務所））	14,650
機械器具（発電機・水中ポンプ 他12点）	2,317
車輛運搬具（エブリィ 他2台）	4,399
備品（雨量計 他151点）	8,754
職員退職死亡給与積立金（定期2口、普通1口）	76,862
地区除外決済金（定期1口、普通1口）	2,344
財政調整積立金（定期2口、普通1口）	145,819
長期未収入金（未収賦課金等）	3,063
出資金（農林中金・農協・土地改良基金）	955

■ 負債合計 64,277千円	
○ 流動負債	11,712
前受金	0
未払金	0
借入金（短期負債1件の内訳参照）	11,712
○ 固定負債	52,565
借入金（長期負債10件の内訳参照）	52,565

■ 借入金の内訳 64,277千円					
借入先名	借入事業名	借入金残高 (千円)	借入利率 (%)	償還完了 年 度	借入 件数
日本政策金融公庫	豊里地区営 ほ場整備事業	47,215	1.25 ~3.30	R2 ~R6	5
	県営農村地 域防災減災事 業豊里地区	11,055	- ~0.45	R5・R8 R9・R12	5
	農業水路等長 寿命化・防災減 災事業二ツ屋 地区	6,007	0.10	R21	1
	小 計	64,277	-	-	11
合 計		64,277	-	-	11



施行事業・工事の内訳

■ 一般維持管理工事

単位：千円

費 目	名 称	施行場所	工 事 概 要	施行額
用水施設維持費 (4款1項4目)	用水管路	豊里町地内	パイプライン給水栓剥離補修・漏水調査	2件
	幹線用水路	上下沼~上沼田	用水路浚渫	1式
	旧二ツ屋用水路	東二ツ屋地内	用水フリューム撤去	1式
	その他	地区内全域	用水施設維持管理	1式
排水施設維持費 (4款1項5目)	排水施設	地区内全域	排水施設維持補修	1式
揚水修繕費 (4款2項4目)	揚水機場	豊里町地内	白鳥第1、寿崎第2、十五貫揚水機場	1式
	その他	地区内全域	揚水機場修繕	1式
排水修繕費 (4款3項4目)	番江排水機場	外一番江地内	エンジン点検・補機類点検・交換・整備	1式
	その他	地区内全域	排水機場修繕	1式
合 計				8,473

■ 土地改良施設維持管理適正化事業（国30%、県30%、地元40%）

単位：千円

工 事 名	施行場所	工 事 概 要	施行額
豊里地区（適正化39） 錦波第1揚水機場整備補修工事	上下沼地内	φ300mm×37kw水中ポンプ更新 高圧電気設備、遠方監視制御子局整備補修	1台 1式
豊里地区（適正化43） 大曲揚水機場整備補修工事	南前田地内	補機（封水、真空ポンプ）・電気設備・除塵機 整備補修	1式
合 計			17,875

■ 農地耕作条件改善事業（定額助成）

単位：千円

工 事 名	施行場所	工 事 概 要	施行額
豊里（8）地区（耕作条件） 暗渠排水工事	新切津地内	暗渠排水 174.4ha	243,788
工事雑費・事務費等			9,113
合 計			252,901

■ 農業水路用長寿命化・防災減災事業（定率助成 国50%、地元50%）

単位：千円

工 事 名	施行場所	工 事 概 要	施行額
二ツ屋地区（長寿命化） 用水路工事	二ツ屋地内	用水路工（パイプライン） 617.0m	12,007
合 計			12,007

■ 災害復旧事業（国98.7%、地元1.3%）

単位：千円

工 事 名	施行場所	工 事 概 要	施行額
大沢地区（災害） 揚水機場工事	上沼田地内	主ポンプ、電動機整備及び真空ポンプ更新	1式
合 計			2,805

令和元年度 第2回通常総代会提出議案

と き 令和2年3月19日(木) 午前9時30分
 ところ 登米市豊里町土地改良区 会議室

全提出議案可決承認

- 報告第1号 監査報告
- 第1号議案 災害復旧事業計画の設定について
- 第2号議案 令和元年度一般会計収入支出補正予算の理事会専決処分に係る報告承認について
- 第3号議案 令和元年度一般会計収入支出補正予算議決について
- 第4号議案 令和元年度特別会計【(1)職員退職死亡給与積立金】収入支出補正予算議決について
- 第5号議案 土地改良事業(土地改良施設維持管理適正化事業第44期生)計画承認について
- 第6号議案 登米市豊里町土地改良区定款の一部変更について
- 第7号議案 登米市豊里町土地改良区規約の一部変更について
- 第8号議案 登米市豊里町土地改良区委員会処務規程の一部変更について
- 第9号議案 登米市豊里町土地改良区利水調整規程の制定について
- 第10号議案 令和2年度一時借入れについて
- 第11号議案 令和2年度農地転用に伴う地区除外決済金の算定について
- 第12号議案 令和2年度役員報酬について
- 第13号議案 令和2年度組合費賦課金額・用排水施設使用料及び徴収方法の決定について
- 第14号議案 令和2年度一般会計収入支出予算議決について
- 第15号議案 令和2年度特別会計【(1)職員退職死亡給与積立金、(2)財政調整積立金、(3)地区除外決済金、(4)県営鶉波地区ほ場整備事業、(5)県営豊里地区ほ場整備事業】収入支出予算議決について
- 第16号議案 令和2年度金銭預入先金融機関の議決について



令和元年度第2回通常総代会は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、初となる全総代の書面議決による最小人数での開催となりました。

令和2年度予算構成の主な事項

令和2年度の予算は、昨年10月からの消費税増税に伴う消耗品等の購入代金や工事代金・電気料金等が値上がりしていることで、当土地改良区の運営の支障になることが予想されます。

また、平成元年度から実施した県営ほ場整備事業は、完了後20年ほどが経過していますので、年々土地改良施設の維持管理費が増大傾向となってきています。事業費として今年度は、維持管理適正化事業により番江第1揚水機場の整備として600万円、番江第2揚水機場の整備として820万円を計上しています。

なお、今年度も不足している職員退職死亡給与積立金、財政調整積立金の積み増しにより、その充足を図っています。

事業について、今後は維持管理適正化事業に加えてストックマネジメント事業にも取り組み、定期的に整備を行うことで土地改良施設の延命を図り、維持管理費の削減に努めたいと考えています。

組合員皆様方には、節水等による経費節減に尚一層のご協力とともに、平成29年度から当土地改良区管内を一つの地区とした豊里地区環境保全会広域組織を設立し、多面的機能支払交付金の活用により組合員の負担軽減につなげられるように事務的・技術的に支援を行っていますので、各活動組織の事業に参加いただき土地改良施設の維持管理等へのご協力も併せてお願いします。

農業を取り巻く環境は厳しさを増し、経費が増大する要因が多い中、今まで以上の経費削減を心がけて工夫しながら予算編成を行い、一般会計の賦課金を前年度より少しでも引き下げとなるよう努力しました。

事業の執行にあたっては、最小経費で最大効果を上げられるよう、本土地改良区の所期の目的達成のため役職員一丸となり尚一層の努力をしております。

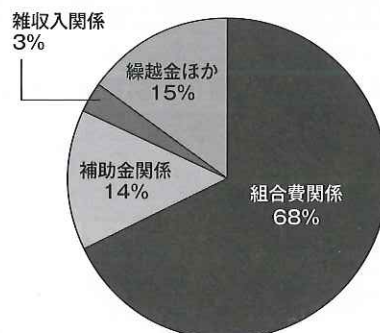
一般会計予算 ※令和2年8月補正含む

令和2年度一般会計総予算額 176,384千円

【収入の部】

単位：千円

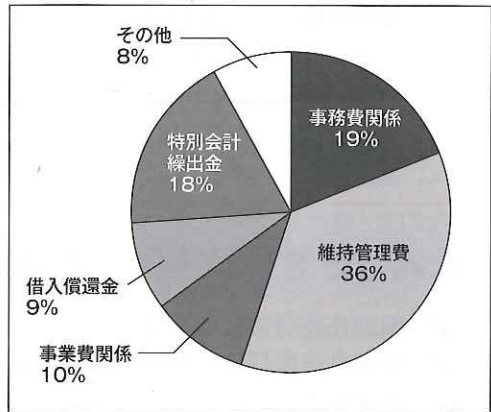
科 目	予算額		比 較	予算比率
	本年度	前年度		
1 組 合 費	117,988	126,468	△ 8,480	66.89%
2 基本財産収入	4	4	0	0.00%
3 使用料	1,988	2,086	△ 98	1.13%
4 補助金	3,600	303,660	△ 300,060	2.05%
5 受託料	9,231	10,208	△ 977	5.23%
6 交付金	11,880	15,840	△ 3,960	6.74%
7 雑収入	5,397	5,723	△ 326	3.06%
8 前年度繰越金	26,012	25,327	685	14.75%
9 繰入金	284	9,283	△ 8,999	0.16%
10 借入金	0	6,500	△ 6,500	0.00%
合 計	176,384	505,099	△ 328,715	100.00%



【支出の部】

単位：千円

科 目	予算額		比 較	予算比率
	本年度	前年度		
1 事務費	33,400	33,996	△ 596	18.94%
2 選挙費	270	0	270	0.15%
3 事務所費	2,171	2,109	62	1.23%
4 維持管理費	67,561	73,057	△ 5,496	38.30%
5 事業費	15,700	336,550	△ 320,850	8.90%
6 土地改良事業分担金	3,473	3,520	△ 47	1.97%
7 借入償還金	1,907	1,647	260	1.08%
8 負担金	697	710	△ 13	0.40%
9 諸費	9,833	9,884	△ 51	5.57%
10 特別会計繰出金	35,548	38,424	△ 2,876	20.16%
合 計	176,384	505,099	△ 328,715	100.00%



特別会計決算 ※令和2年8月補正含む

令和2年度特別会計総予算額 274,583千円

単位：千円

科 目		会計名	職員退職死亡給与積立金	財政調整積立金	地区除外決済金	県営鵜波地区ほ場整備事業	県営豊里地区ほ場整備事業
収 入	組 合 費		-	-	-	0	10,829
	繰 入 金 ・ 受 入 金		5,500	16,260	-	0	13,788
	助 成 金		-	-	-	0	-
	雑 収 入		10	12	10	0	220
	繰 越 金		76,862	145,819	2,343	3	2,810
	地 区 除 外 決 済 金		-	-	117	-	-
合 計			82,372	162,091	2,470	3	27,647
支 出	分 担 金		-	-	-	-	0
	職 員 退 職 死 亡 給 与 金		0	-	-	-	-
	農 林 漁 業 資 金 償 還 金		-	-	0	0	24,671
	繰 出 金		-	0	281	3	-
	管 理 費		-	-	-	0	-
	予 備 費		82,372	162,091	2,189	0	2,976
助 成 金 返 還 金		-	-	-	-	-	
合 計			82,372	162,091	2,470	3	27,647

事業・工事の内容

■一般維持管理工事

単位：千円

費 目	名 称	施行場所	工 事 概 要	施行額
用水施設維持費 (4款1項4目)	幹線用水路	上下沼～上沼田	用水路浚渫	1式
	その他	地区内全域	用水施設維持補修	1式
排水施設維持費 (4款1項5目)	その他	地区内全域	排水施設維持補修	1式
揚水修繕費 (4款2項4目)	揚水機場	豊里町地内	吸水槽浚渫(鵜波第2、長根、寿崎第1)	3箇所
	その他	地区内全域	揚水機場修繕	1式
排水修繕費 (4款3項4目)	番江排水機場	外一番江地内	エンジン点検	1式
	十五貫排水機場	七番江地内	エンジン点検	1式
	その他	地区内全域	排水機場修繕	1式
合 計				11,700

■土地改良施設維持管理適正化事業(国30%、県30%、地元40%)

単位：千円

工 事 名	施行場所	工 事 概 要	施行額
豊里地区(適正化41)1号番江第1揚水機場整備補修工事	四番江地内	φ300mm×37kw両吸込渦巻ポンプ整備補修1台 補機・電気設備及び集中監視制御子局装置整備補修1式	6,000
豊里地区(適正化44)1号番江第2揚水機場整備補修工事	四番江地内	補機(封水、真空ポンプ)・電気設備・除塵機整備補修1式	8,200
合 計			14,200

⚠ 賦課金は期限内に納めましょう ⚠

令和2年度組合費賦課金の納入期限は「**令和3年1月15日(金)**」となっています。
 忘れずに期限内に納めるようにお願いします。
 なお、納入期限後は過怠金（延滞金、督促手数料）が発生しますのでご注意ください。
 賦課金について、ご不明な点やご相談は当土地改良区の総務課まで問合せをお願いします。

こんなときは改良区への届出が必要です！悩んだときは、ご相談下さい！

- ✓ 農地を売買または交換したとき、相続や贈与したとき
- ✓ 農地を貸借契約（農地中間管理機構経由分を含む）したとき、または解約したとき
- ✓ 農業者年金の受給または後継者に経営を移譲したとき
- ✓ 組合員が亡くなられたとき
- ✓ 組合員の住所や電話番号が変わったとき

【届出書類】 組合員資格得喪通知書

- 土地改良法第43条の規定により資格喪失者と資格取得者が連名捺印を行い、その都度の届出が必要です
- 新しい組合員に選挙権の付与と組合費が賦課されます

- ✓ 農地を宅地など農地以外に転用するとき
- ✓ 公共用事業などにより農地を売買したとき

【届出書類】 農地転用等の通知書、地区除外申請書

- 農地転用等の届出をし、その農地に係る地区除外決済金を納入していただくことになります
- 届出をされない場合には、旧態のまま賦課されます

令和2年度決済金内訳

(単位：円/1,000㎡)

「決済金」とは

上記のように、地区内から農地が除外された場合に、右記の決済金算定基準により、その農地が背負っている事業の償還金等を一括して決済していただくものです。



地区名		決済金	借入償還 決済金	維持管理 決済金	事業費 決済金	計	前年度 比較
豊里一般 (旧赤生津)	田	2,316	16,948	—	19,264	△3,624	
	畑	960	4,337	—	5,297	△1,351	
豊里県 ぼ	21型契約地	2,929	16,948	—	19,877	△4,234	
	21型非契約地	5,519	16,948	—	22,467	△6,817	
鴉波一般	田	0	16,948	—	16,948	△2,117	
	畑	0	4,337	—	4,337	△1,191	
鴉波県 ぼ	田	0	16,948	—	16,948	△2,117	
	畑	0	4,337	—	4,337	△1,191	

事前に確認して下さい！

未納賦課金は新しい耕作者が負担します!!

土地改良区の賦課金を滞納している農地を売買や貸し借りなどで移動した場合、新たな耕作者が未納賦課金を支払うこと（権利の承継）が法律で義務づけられています。

※同様に貸付地が戻ってきた場合にも未納賦課金が付随します。

農地を売買や借受けする場合は、**賦課金の納入状況を事前に確認することが大切**です。健全な担い手さんに借りていただくよう常に確認が必要となりますので、手続きする場合には注意して下さい。

やってみよう

給水栓の管理（給水栓が完全に閉まらない場合）

給水栓を閉めても、閉まりきらない場合「ゴミ詰まり」の可能性があります。給水栓を全開にして、勢いよく水を流すと改善されることがありますので、試してみてください。



※給水栓の接着部が経年劣化している場合があります。開けるときは危険ですので、ハンドルの真上に顔がこないように注意して下さい。
 ※上記の方法でも改善されない場合は、土地改良区へ連絡下さい。